

三木市立学校における過年度分の公文書滅失について

1 概 要

この度、ある三木市立学校において、公文書保管金庫の文書整理を行っていたところ、20年保存の除籍簿が存在しない可能性が浮上した。探索を続ける一方、他の市立学校においても同様の滅失が生じていないか調査を行ったところ、計4校において公文書の滅失が判明した。なお、最初に存在しないと思われた除籍簿については、探索の結果、存在が確認されている。

2 滅失の状況

滅失が判明したのは、次の学校の公文書である。

(1) 緑が丘小学校

平成22年度卒業生の指導要録【学籍】(65人分)20年保

(2) 別所中学校

平成21年度卒業生の指導要録【学籍】の一部(30人分)20年保存

(3) 旧中吉川小学校

昭和以前の卒業証書台帳 永年保存

※ 旧中吉川小学校については、令和2年度末に閉校準備を進めるさなかに卒業証書台帳の滅失が判明。教育委員会も報告を受けており、「創立100周年記念誌」を基に、可能な限り復元を行った。

(4) 旧志染中学校

- ・平成30年度～令和2年度の修業証書台帳(62人分)5年保存
- ・平成30年度～令和2年度の除籍簿【指導】(3人分)5年保存

- ・指導要録とは、在学する児童生徒について作成される記録であり、「学籍に関する記録」(20年保存)と「指導に関する記録」(5年保存)がある。児童生徒の名前、性別、生年月日、保護者の名前、指導の記録等が記載されている。
- ・卒業証書台帳とは、卒業証書を交付した事実の記録であり、卒業生の名前、生年月日、卒業年月日等が記載されている。(永年保存)
- ・修業証書台帳とは、修業証書を交付した事実の記録であり、学年を修了した児童生徒の名前、生年月日、修業年月日等が記載されている。(5年保存)
- ・除籍簿とは、転出した児童生徒の指導要録を保管する帳簿であり、「学籍に関する記録」(20年保存)と「指導に関する記録」(5年保存)がある。

3 原 因

三木市立学校が保有する公文書の廃棄については、シュレッダーにかけるか、清掃センターに直接搬入することとしている。この度の滅失事案は、公文書整理の際に誤廃棄した可能性が高い。

4 今後の対応

(1) 当該校の卒業証明書の発行等

当該校における卒業生の確認については、卒業証書台帳で行い、卒業証明書の発行等に対応する。

(2) 指導要録は他の公文書を基に、可能な限り復元に努める。

5 再発防止に向けて

(1) 教育委員会による指導の徹底

- ・ 個人情報の管理徹底に向け、管理職対象の研修を実施
- ・ 金庫保管の重要な公文書については、各学校において毎年管理状況を確認するよう指導
- ・ 学校を統合する際は、金庫保管の重要な公文書について、双方の管理職のチェック体制を強化し、確実に引継ぎを行うよう指導

(2) 学校における文書管理の徹底

- ・ 文書の管理方法を徹底することにより、個人情報と公文書の適正管理を行う。